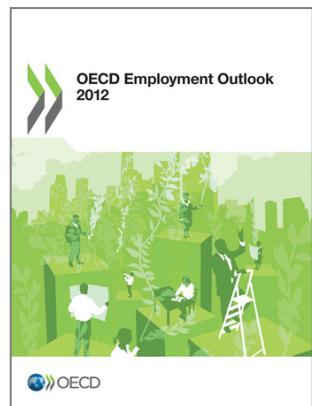


OECD Multilingual Summaries

OECD Employment Outlook 2012

Summary in Japanese



全文を読む:
10.1787/empl_outlook-2012-en

OECD 雇用アウトロック 2012

日本語要約

- OECD 雇用アウトロック 2012 はこのシリーズの第 30 版で、OECD 諸国の最近の労働市場の動向と短期見通しを調査したものである。調査では、近年の経済金融危機からの回復は、遅々として進まず、また均一でないことが明らかになってきた。失業率は多くの国で看過できないほど高く、長期失業率も上がっており、この高失業率が定着するリスクが高まっている。
- 労働市場が経済的衝撃をどう乗り切るかを分析すると、構造的失業を減らす政策には景気後退による失業、所得喪失、所得格差への悪影響を弱める効果もあることが明らかになってくる。この報告書では、多くの OECD 諸国で見られるようになつた国民所得の労働分配率の減少を実証している。これは主にグローバル化と技術変化の結果である。教育への投資を拡大し対象を絞った税制と給付制度を導入すれば、経済成長の恩恵をより広く分かち合うことができるようになる。
- 最後に、気候変動削減政策が労働市場に与える影響を検証している。産業部門全体の雇用レベルへの影響はわずかであっても、いくつかの産業部門で大規模な雇用変化が生じる可能性がある。その他の構造的衝撃については、適切な政策によって労働市場の流動性を促すべきである。

経済危機後の OECD 諸国の労働市場

OECD 諸国全体の現在の失業率は、依然として戦後最高の 8.5%を若干下回る水準で、来年以降もしばらくは高い状態が続くと見られる。現在およそ 4800 万人が失業している。これは、金融危機が始まった 2007 年後半よりもおよそ 1450 万人増加したことになる。金融危機からほぼ 3 年後に経済が回復し始めたが、その成長は極めて弱く不均一で、OECD 全体の不景気による失業者数の増加をほんのわずか下げる程度の効果しか無かった。

同時に、失業と、経済不況から発生する社会的コストには、国によって大きな差がある。失業率は、オーストラリア、オーストリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ノルウェー、スイスの 9 か国では 5.5%未満にとどまっているのに対して、エストニア、フランス、ギリシア、ハンガリー、アイルランド、ポルトガル、スロヴァキア、スペインの 9 か国では 2 枠の水準にある。

多くの国で、経済回復が弱いために社会的に疎外される失業者が増加している。長期失業者－失業して以降 1 年以上求職中の人々は、現在では OECD の全失業者の 3 分の 1 以上に上っている。失望して労働市場から離れてしまう失業者の割合も大幅に増加している。そして若者の失業者数が危険なほど高い水準に達した国もある。ギリシアとスペインでは若者の失業率は 50%を超えた（ドイツでは 8%である）。

仕事を見つけられない個人や家族の生活への差し迫った損害だけでなく、恒常的に失業率が高めの国では失業率の増加が過去最悪のペースで高まっており、景気による失業率の増加の一部が構造化する可能性がある。これによって、さらに労働力供給が減少し、雇用をもたらす経済回復そのものが弱まるおそれがある。

失業に対処する積極的政策

政策当局はこのような事態にどう対処すべきか。短期的には、少なくとも(1)雇用創出の促進、(2)長期失業者数増加への対策、(3)若者の雇用見通しの改善、(4)失業者が労働力として永久に失われることをできる限り避ける、という少なくとも 4 つの対策を行わなければならない。長期的な課題は労働市場の回復力を強化して、限られた社会的コストで将来的な不景気をより効果的に克服できるようにすることである。

概ね、労働市場の回復は経済全体の回復に左右されるが、そこには特にユーロ圏において相当な不確定要素が存在している。需要を刺激する政策が経済成長と雇用創出を促すことになるだろう。ほとんどの OECD 諸国でさらなる財政・金融政策の実施には制約があることを考えると、製品市場と労働市場における構造改革をもっと重点的に行うことが回復の鍵を握っている。

構造的失業の増加が懸念されている中で、失業者ができるだけ早く雇用の場に戻し、長期失業の危険にさらされている人々が一時雇用の機会などによってそのスキルを維持できるようにするなど、労働市場活性化政策を適切に策定することが求められている。最も効果的と考えられる方策には、対象を絞った雇用助成の他、個人面接、個人ごとに見合う行動計画の立案、職業訓練の斡旋といった求職支援などがある。

労働市場活性化プログラムも救済策となりうる。このプログラムは、雇用主の求人と失業者の求職の妨げとなる構造的障害に取り組むものである。この障害は、長期失業の結果失業者のスキルが時代遅れになっていることが原因であると考えられる。この障害を取り除くには、スキル不足と現在必要とされるスキルを持たない失業者のグループをできるだけ早く特定し、彼らが雇用の場に戻れるようにする訓練と就業経験プログラムを提供することが求められる。

しかし、こうした活性化策のための資源は十分に獲得できているのか。今回の不景気における支出の増加は前回の不景気のときよりも大幅に増えたが、求職者一人当たりに使える資源はまだ不十分である。これは、追加投資に費用効果があるということに政府がまだ納得していないせいである。また、技能を持つケースマネージャーを早急に採用、訓練して、職業訓練の質を維持しながら時間枠の数を拡大することが難しいためでもある。

多くの国で財政再建によって労働市場活性化政策に利用できる資源がさらに減らされるおそれがある。しかし、こうしたプログラムの廃止は賢策とは言えない。それは労働市場の状況をさらに悪化させ、長期にわたる経済成長を脅かす可能性が高いからである。

労働市場の回復力

OECD 加盟国間で政策と制度に違いがあることが、不景気が失業、労働所得、所得格差に及ぼす影響が国によって大きく異なっている一因であることは明らかである。政策によって不況の労働市場への影響を緩和し、所得削減の家計への影響を最小限に抑えることで、労働市場をより回復力あるものにすることができます。例えば、税と給付の制度は、不況の社会的コストを抑える上で、主要な役割を果たしうる。

労働市場の回復力強化に役立つ政策と制度は、構造的な労働市場政策でも成果を上げることができる。一般に、構造的失業の水準が低い国々は、不況による失業率の増加が比較的小ない。これはつまり、2006年のOECD雇用戦略改訂版にあった、労働市場の構造改革で良い成果を上げるために提言の多くが、労働市場の回復力にも貢献しうることを意味している。

組織的な賃上げ交渉制度は、労働市場の構造改革の実績にも労働市場の回復力にも役立つ。それに対して、正規労働者に手厚い雇用保護を与え、短期雇用契約に大きく依存する制度は労働市場の回復力を損なう。

所得の労働分配率とグリーン成長

労働市場に関する長期的視点に立ったその他の2つの懸念が、政策当局に問題を提示している。その1つは、賃金、給与、給付が総国民所得に占める割合が、ほぼすべてのOECD諸国で減少していることである。もう1つは、「グリーン成長」を達成する方法と、低炭素経済への移行が労働市場にもたらす意味である。これは経済危機によって一度は影が薄くなったものの最近再び注目されてきている。

国民所得に占める労働の割合の減少は、国内及び国際的な競争が激しくなり、また情報通信技術によって特定の職業、特に日常的業務に携わる労働者の代わりに機械を導入できるようになったことで、低技能低学歴の労働者の立場が悪化していることを示している。

政策は、労働の所得に占める割合が減少していることに対処すべきなのか。技術的進歩とグローバル化の速度が遅くなるとは考えられない。しかし、政府が自国の労働力を、いわゆる「機械との競争」においてより効果的に競争できるようにすることは可能である。人材への投資を増やすことーそして学校で教えるスキルと雇用主が求めているスキルとをより良く合致させることーが、労働分配率の減少を防ぐ近道である。

政策当局は景気回復が確固たるものになれば、再び、早い段階での効率的で公平な、低炭素で資源効率の良い経済への移行という課題に目を向けるようになるだろう。グリーン成長への移行は、経済構造改革の牽引役と見なされている。その中で、教育とスキルに関する政策を含む労働市場政策は労働者と雇用主が必要な調整をできるように、積極的な役割を果たすべきである。

OECD雇用戦略改訂版の政策は、このような構造改革を首尾良く管理するための基本的な枠組みを提供するものである。このような一般政策をグリーン成長への移行に適用する場合、「エコ・イノベーション」やグリーン技術の普及への助成にも注目が集まるだろう。教育と職業訓練の改善も一つの方法である。また、過度に厳格な雇用保護と製品市場規制がイノベーションへの意欲を鈍らせることのないようにすることも重要である。

© OECD

本要約は OECD の公式翻訳ではありません。

本要約の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に許可されます。

多言語版要約は、英語とフランス語で発表された OECD 出版物の抄録を 翻訳したものです。

OECD オンラインブックショップから無料で入手できます。 www.oecd.org/bookshop

お問い合わせは OECD 広報局版権・翻訳部にお願いいたします。 rights@oecd.org fax: +33 (0)1 45 24 99 30.

OECD Rights and Translation unit (PAC)

2 rue André-Pascal, 75116

Paris, France

Visit our website www.oecd.org/rights



OECD iLibrary で英語版全文を読む！

OECD (2012), *OECD Employment Outlook 2012*, OECD Publishing.

doi: 10.1787/empl_outlook-2012-en